

災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定

滋賀県知事（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県警備業協会会長（以下「乙」という。）は、滋賀県地域防災計画に基づく民間協力の一環として、災害時における交通および地域安全の確保等に係る警備業務の円滑な実施のため、災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定（平成8年3月25日付け協定。以下「旧協定」という。）を締結しているところ、その内容を全面的に改め、次のとおり協定を締結する。

なお、旧協定は、令和6年9月3日限り、廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づき、災害時において、甲が乙に緊急かつ優先的に調整を要請すべき警備業務に関し必要な事項を定め、もって的確かつ実効性のある警備業務を実施することによって、地域の安全安心に資することを目的とする。

（災害の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害のうち、甲が乙に対し協力を要請する必要があると認めるに足りる大規模な災害をいう。

（警備業務の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する警備業務は、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項各号に定める警備業務のうち、次に掲げる警備業務（以下「当該業務」という。）とする。

- (1) 災害時における交通の安全と円滑の確保のための交通誘導警備業務
- (2) 避難所等における犯罪防止のための警戒活動を行う施設警備業務
- (3) その他甲において必要と認める警備業務

（協力の要請）

第4条 甲は、災害が発生した場合において乙の協力が必要であると認めるときは、日時、場所、業務の内容、必要な警備員の数および当該業務に従事する期間を指定したうえで、乙に対し当該業務に関する協力を要請することができる。

（業務の実施）

第5条 乙は、甲の要請を受諾したときは、遅滞なく乙の会員事業者または共同事業者（以下「警備業者等」という。）と当該業務の受託に向けた調整を行うものとする。

（契約書面の交付等）

第6条 前条の調整に基づき、当該業務を受託した警備業者等は、当該業務の開始までに、警備業法の定めるところにより、甲に対し契約書面を交付し、契約に必要な手続を適正に履行するものとする。

（費用の負担）

第7条 第4条の要請に基づき当該業務を受託した警備業者等が業務の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲が、役務の提供を受ける直前の適正価格を基準として、契約締結の都度、当該業務を受託した警備業者等と協議して決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 この協定に基づく当該業務の実施に関し、警備員の責に帰することができない事由により、第三者に与えた損害の賠償は、甲がその責を負うものとする。ただし、この協定に基づく当該業務の実施に関し、警備員の責により第三者に損害を与えた場合は、当該業務を受託した警備業者等がその責を負うものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づく当該業務の実施に関し、警備員が死亡し、または負傷し、もしくは疾病にかかり、または身体障害を有することとなったときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年滋賀県条例第10号）に基づき甲が補償するものとする。

(訓練等)

第10条 乙は、当該業務について、平素から、甲および関係機関と連携し、訓練等に努めるものとする。

(細目の締結)

第11条 乙および滋賀県警察本部長は、この協定の実施について必要な細目に係る協定を締結する。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

付 則

この協定は、令和6年9月4日から施行する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年9月4日

甲 滋賀県知事

三日月 大造



乙 一般社団法人滋賀県警備業協会

会 長 井上 雅裕



災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定細目

滋賀県警察本部長（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県警備業協会会長（以下「乙」という。）は、滋賀県と乙との間で締結された災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定（令和6年9月4日付け協定。以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり細目的事項を定める。

なお、災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定細目（平成8年3月25日付け）は、令和6年9月3日限り、廃止する。

（協力要請の依頼）

第1条 甲は、被災の状況に応じ、滋賀県知事に対し日時、場所、業務の内容、必要な警備員の数および当該業務に従事する期間を指定の上、協定第3条各号に掲げる当該業務の要請を依頼するものとする。

（協力要請に基づく調整）

第2条 乙は、協定第4条の規定による要請を受諾したときは、速やかに警備業者等（乙の会員事業者または共同事業者をいう。以下同じ。）との間で、当該要請の受託について必要な調整を行うものとする。

2 乙は、当該業務を受託することが可能な警備業者等と前項の調整を行い、その結果を遅滞なく甲に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた甲は、速やかに滋賀県知事にその旨を報告するものとする。

（警備業者等の協力確保）

第3条 乙は、災害発生時において当該業務の優先供給が円滑に行われるよう、あらかじめ警備業者等の理解を得ておくものとする。

（業務の実施）

第4条 協定第5条の調整により当該業務を受託した警備業者等は、協定第6条の規定による契約書面の内容に基づき、被災地を管轄する警察署長と連携の上、指定された場所に警備員を出動させ、当該警備員を指揮の上、指定された業務に従事させるものとする。

2 警備業者等は、警備員の出動後、直ちに現場責任者の氏名、出動時間その他必要な事項を被災地を管轄する警察署長に報告しなければならない。

（被災情報の提供）

第5条 乙は、当該業務に従事する警備業者等から被災情報を入手したときは、速やかに、被災地を管轄する警察署長を通じて甲に提供するものとする。

（業務の完了）

第6条 警備業者等は、業務が完了したときは、直ちに被災地を管轄する警察署長を經由して甲に報告するものとする。

2 前項の規定による報告を受けた甲は、速やかに滋賀県知事にその旨を報告するものとする。

する。

(協議)

第7条 この協定細目の実施に関し疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議するものとする。

付 則

この協定細目は、令和6年9月4日から施行する。

この協定細目を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

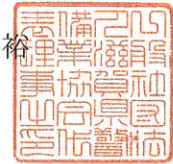
甲 滋賀県警察本部長

中 村 彰 宏

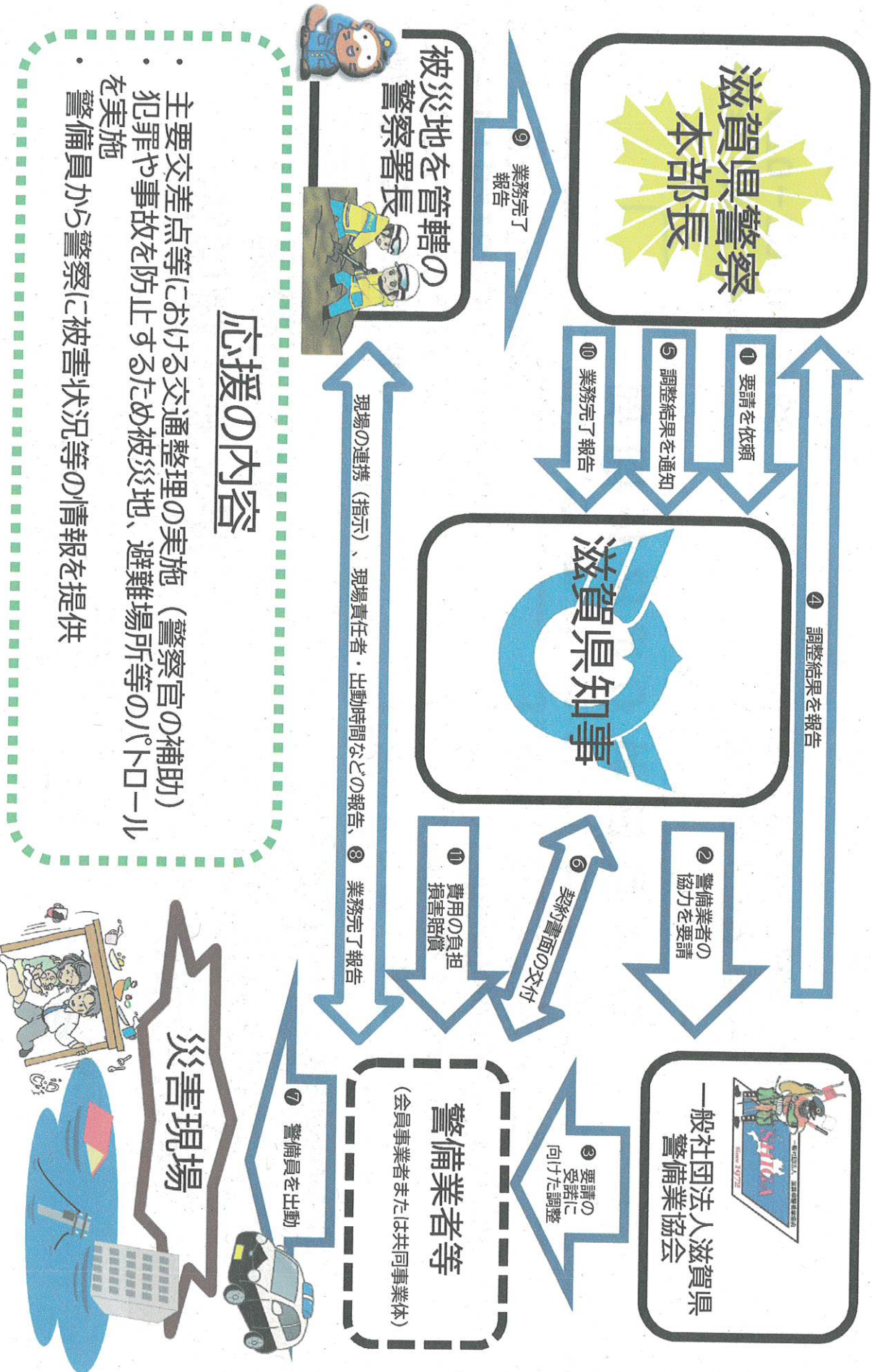


乙 一般社団法人滋賀県警備業協会

会 長 井 上 雅 裕



要請・応援の実務フロー図



応援の内容

- 主要交差点等における交通整理の実施 (警察官の補助)
- 犯罪や事故を防止するため被災地、避難場所等のパトロールを実施
- 警備員から警察に被害状況等の情報を提供

